

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 7 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 10 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 20 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 10 日 午前 9 時 40 分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 16 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 444, 000 5, 955, 200	一括	1, 488, 800	82, 137	15, 520
1	747, 000				
2	6, 697, 000				
				</	



物 件 目 録

- 1 所 在 山口市阿知須字縄田一
地 番 3 4 1 7 番
地 目 宅地
地 積 1 2 3. 8 6 平方メートル
- 2 所 在 山口市阿知須字縄田一 3 4 1 7 番地
家屋 番号 3 4 1 7 番
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 3 5. 4 0 平方メートル
2 階 3 7. 2 6 平方メートル
(現況)
種 類 店舗・居宅



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 14日

山口地方裁判所

裁判所書記官 安 田 森

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山口市阿知須字縄田一 |
| | 地 番 | 3 4 1 7 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 2 3. 8 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山口市阿知須字縄田一 3 4 1 7 番地 |
| | 家屋 番号 | 3 4 1 7 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 5. 4 0 平方メートル
2 階 3 7. 2 6 平方メートル |
| | (現況) | |
| | 種 類 | 店舗・居宅 |



令和8年（ケ）第13号
令和8年4月21日受理
令和8年5月27日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 先本 英雄

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 山口市阿知須字縄田一 |
| | 地 番 | 3 4 1 7 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 2 3. 8 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 山口市阿知須字縄田一 3 4 1 7 番地 |
| | 家屋 番号 | 3 4 1 7 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 3 5. 4 0 平方メートル
2 階 3 7. 2 6 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	山口県山口市阿知須3417番地（住居表示未実施）	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☒ 公図（法第14条第1項）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主である建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：店舗・居宅 ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 店舗・居宅（いずれも空き家）として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（2枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣住民	1 本件物件には、債務者兼所有者が単独で居住し、1階でヘアーセラピーサロンを経営していましたが、昨年には営業を終え、債務者兼所有者は本件物件から出ました。その後、本件物件には誰も居住、営業していません。 (令和8年4月22日口頭聴取)
■債務者兼所有者	1 私は、令和2年8月頃から令和7年七、八月頃までの間、本件建物の1階でヘアーセラピーサロンを営業し、本件建物の2階に単独で居住していましたが、その後営業を停止し、本件建物を出ました。 現在、私は、破産手続中であり、破産管財人が選任されています。 2 本件建物には構造上の問題はなく、電気及び水道も問題なく使用できていました。物を落としたことによる傷が階段にあるほか、2階のリビングの壁にはセコムの防犯機器を取り外した際に生じた穴をふさぐためにプラスチック板を貼っておりますが、それらを除き本件建物に傷みはありません。 3 動産類の多くは搬出済みです。残っている主な動産類は、本件敷地上にある洗濯機1台と物干し竿、1階にあるポスト、スリッパ、台所洗剤、トイレ用品、2階リビングに設置したエアコン及び2階の寝室にある棚等ですが、前記エアコンは今後搬出する予定ですが、その他は不要ですので搬出する予定はありません。本件物件が売却された場合、不要な動産類の所有権は放棄し、新所有者に処分していただきたいと思います。 4 本件建物はオール電化です。キッチンにはIHコンロで、お風呂は自動湯はり機能があります。 5 本件土地の境界について、近隣の方とのトラブルはありません。 (令和8年5月21日口頭聴取)
■破産管財人	1 私は、債務者兼所有者の破産管財人です。本件建物の鍵は、現在、私が管理しています。 2 本件物件の状況は、債務者兼所有者が陳述したとおりです。特に補足、訂正すべき事項はありません。 (令和8年5月21日口頭聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

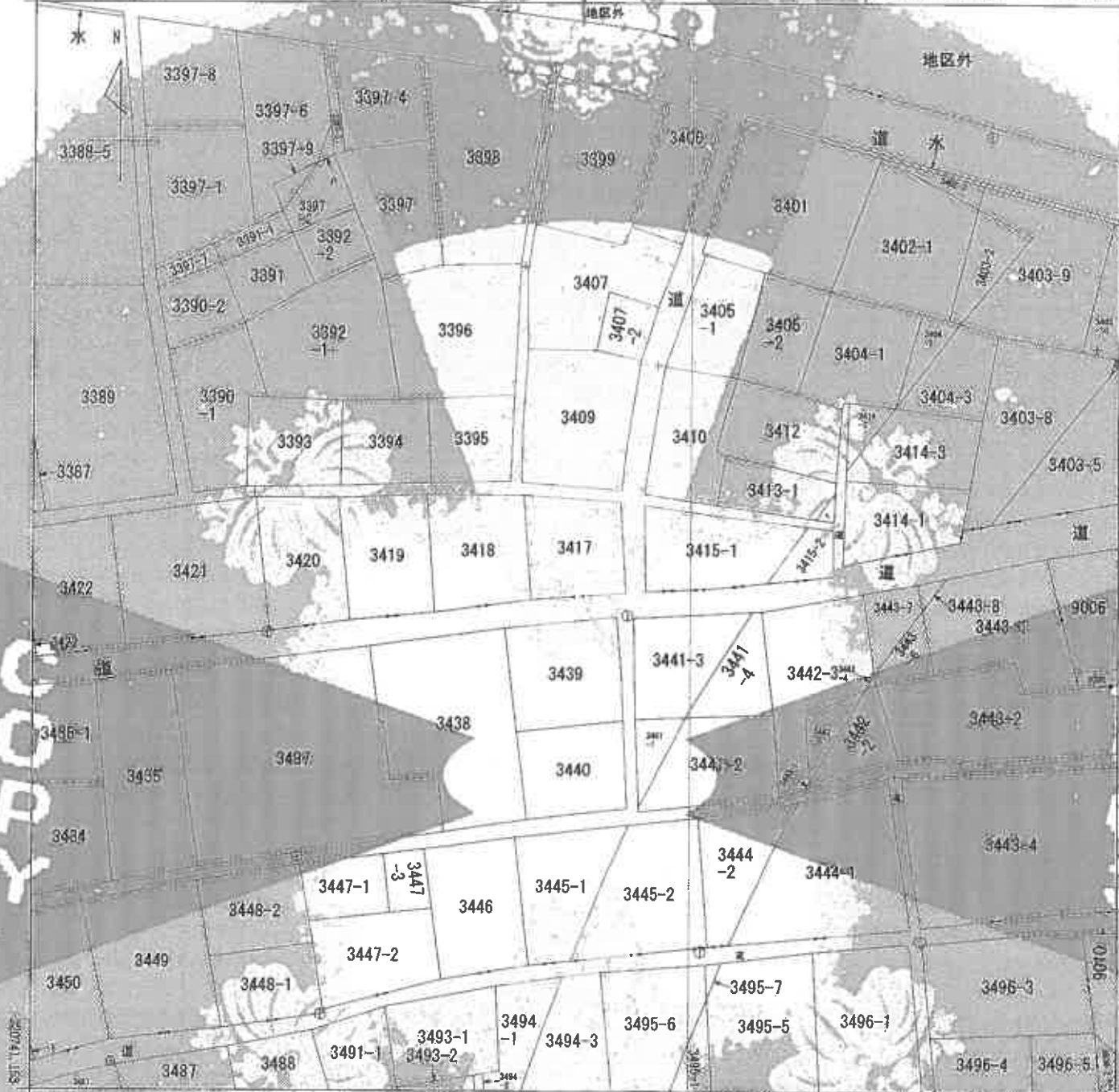
執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、公図、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 関係人の陳述、住民票（除票）の内容及び本件物件の状況等から、本件建物は、債務者兼所有者が店舗・居宅（いずれも空き家）として使用、占有しているものと認められる（店舗部分は、建物間取図に「洋室1（店舗）」と表示）。
なお、債務者兼所有者は本件建物を出ているが、第三者による占有の表徴は観られなかった。
- 3 本件土地は、現地での概測の結果、公図、建物図面（各階平面図）及び土地建物位置関係図に記載されているとおりの形状であると思われるものの、その認定は、あくまでも概測によるものであり、本件土地の形状等を確定させるものではない。
- 4 階段の傷や2階のリビングの壁に貼られたプラスチック板があり、また、動産類の多くは搬出済みであるなど、本件物件について債務者兼所有者の陳述に沿った状況が認められ、本件建物には上記以外に大きな傷み等は観られなかった。
- 5 本件建物には、庇が設置されている。
- 6 上記意見は、あくまでも現況調査時に当事者等から得た情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵、その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月21日(火) : ~ :	執行官室	山口市役所に間取図交付請求(郵送)
令和8年4月21日(火) : ~ :	執行官室	中国電力ネットワーク(株)に利用状況照会(郵送)
令和8年4月21日(火) 16:32 ~ 16:37	法務局	登記事項証明書交付申請
令和8年4月21日(火) 16:54 ~ 17:01	携帯電話	電話聴取(債務者兼所有者の破産管財人)
令和8年4月22日(水) 12:02 ~ 12:08	法務局	登記事項証明書受領
令和8年4月22日(水) 13:05 ~ 13:33	物件所在地	物件確認、写真撮影、事情聴取(近隣住民)
令和8年4月23日(木) 12:02 ~ 12:06	携帯電話	電話聴取(債務者兼所有者の破産管財人)
令和8年4月23日(木) : ~ :	執行官室	破産管財人に対し、債務者兼所有者宛の現況調査期日 通知書及び照会書を交付
令和8年5月21日(木) 14:14 ~ 16:03	物件所在地	物件確認(評価人同行)、写真撮影、事情聴取(債務 者兼所有者、同人の破産管財人)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予測されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、『☒』の箇所の記載のとおり
(5枚目)



地区外
阿知須

請求 区分	所在	山口市阿知須字縄田一				地番	3417番			
出力 尺	1/500	精度 区分	乙一	座標系 番号又は記号	四	分類	地籍(法第14条第1項)			
作成 年月日				測 定 年 月 (平成)	昭和67年4月12日	推 定 年 月				

これは地図に記載されている内容を証明した書面である

令和8年4月21日
山口地方法律局

請求番号: 32-1
(1/1)

縮小 (A3-A4)

【6枚目】

公用

登記年月日：令和2年2月12日

令和8年4月21日 山口地方法務局 登記第

縮小 (A3-A4)

【7枚目】

COPY

COPY

建築物立面図

家屋番号 3417番

建物所在地 山口市阿知須子横田一 3417番地

求積表

$3.185 \times 8.190 = 26.085150$
 $1.365 \times 5.005 = 6.831825$
 $+ 3.955 \times 1.820 = 2.484300$

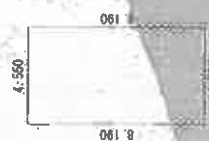
計 35.401275

床面積 35.40㎡

1階



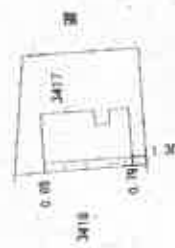
2階



求積表

$4.550 \times 8.190 = 37.264500$

床面積 37.26㎡



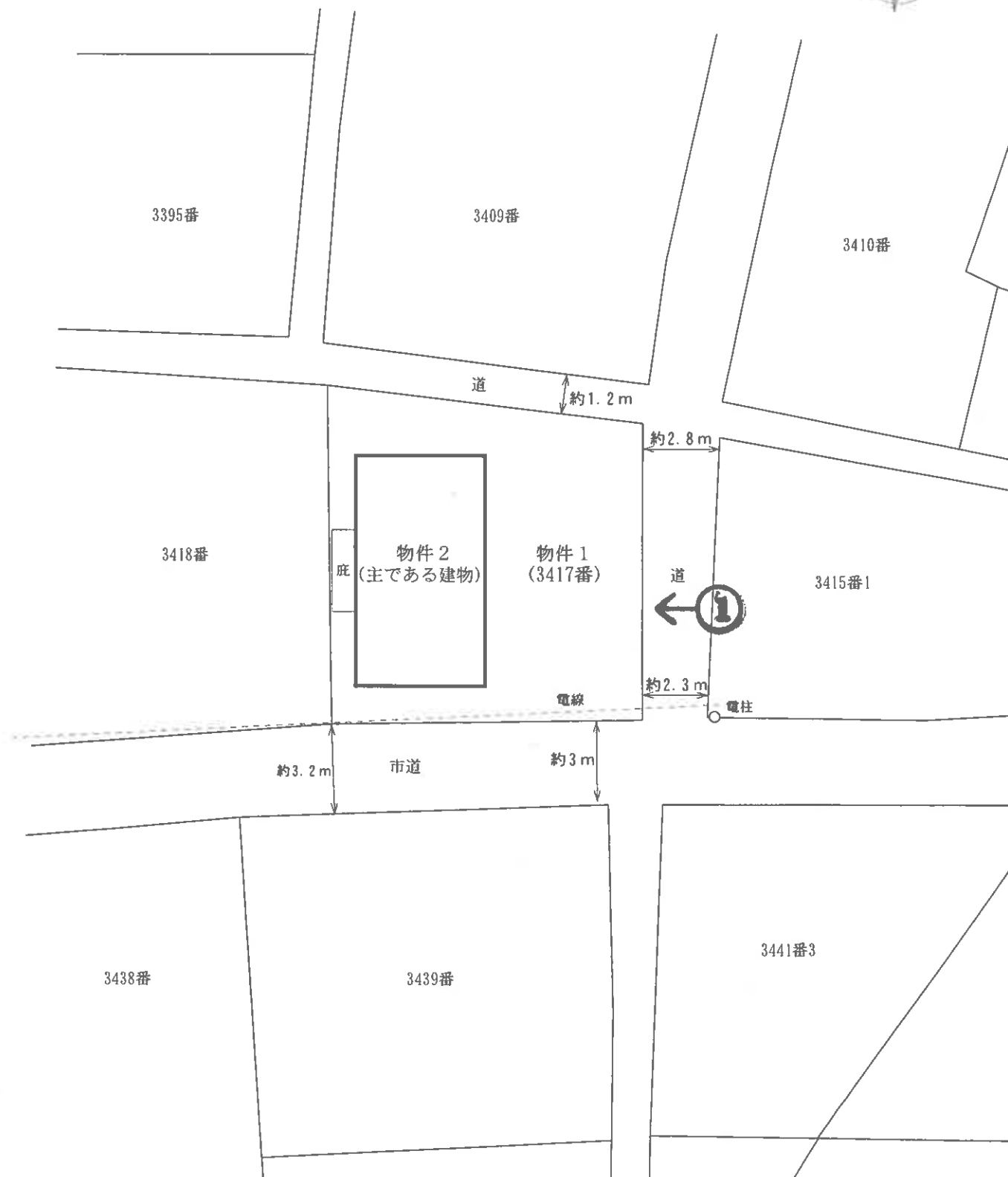
作成者

令和2年2月6日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500



令和8年(ケ)第13号

土地建物位置関係図

本図は法務局備付の公図等を基に現地調査
のうえ評価人が作成したものであり、詳細
な図面ではない。縮尺：約1/200



撮影方向 【8枚目】 ※ 評価人作成図面に基づいて作成した。

2階



1階



令和8年(ケ)第13号

建物間取図 物件2

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。 縮尺：約1/100



撮影方向 【9枚目】※ 評価人作成図面に基づいて作成した。

写真1

本件物件の
外観



写真2

ダイニング
キッチン



写真3

浴室



写真 4
洋室 1
(店舗)



写真 5
洋室 1
(店舗)



写真 6
洋室 1
(店舗)



令和8年（ケ）第13号

令和8年5月21日 現地調査

令和8年6月15日 評価

山口地方裁判所 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

渡部 学也

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7,444,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 747,000円
物件2（建物）	金 6,697,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地目 積	山口市阿知須字縄田一 3417番 宅地 123.86㎡	左記に同じ
2	所 在 家屋番号 種類 構造 床面積	山口市阿知須字縄田一3417番地 3417番 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 35.40㎡ 2階 37.26㎡ 延 72.66㎡	店舗・居宅
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等〔物件1〕

位 置・交 通	J R宇部線「阿知須」駅 東方 約850m 【道路距離】 「同仁病院前」バス停 南東方 約500m 【道路距離】		
付 近 の 状 況	阿知須地区の中心市街地に所在する古くからの住宅地域である。街路はやや狭く戸建住宅が建ち並ぶ中に空き地等が散見される。現在のところ大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予測する。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60% 200% なし なし	
画 地 条 件	規 模 間 口 奥 行	123.86 m ² 約 11 m 約 11 m	形 状 接面状況 地 勢 台形 三方路 平坦
接面道路の状況	南側幅員約 3～3.2m舗装市道、高低差 等高 (注1) 東側幅員約 2.3～2.8m舗装道路、高低差 等高 (注2) 北側幅員約 1.2m舗装道路、高低差 等高～約0.3m高い // (注1) 市道 縄田東条線 「建築基準法第42条2項道路」 (注2) 市道認定なし 「建築基準法第42条2項道路」		
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。		
供給処理施設	上水道 : あり ガス配管: なし 下水道 : あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
特 記 事 項	① 目的土地が接面する市道及び道路は全て建築基準法上の道路に該当し、幅員が4m未満であるためセットバックが必要となる。令和2年に目的建物を新築しており完了検査を受けているが、境界の位置にフェンスが設置されていることから、フェンスを撤去しなければならない可能性があることに留意する必要がある。		

特 記 事 項	② 南側市道沿いの目的土地内上空を電線が通過している。（添付土地建物位置関係図参照） ③ 【埋蔵文化財について】 山口市埋蔵文化財地図により確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である。 ④ 【土壌汚染について】 目的土地は、登記簿等によると古くからの宅地であり、所有権移転及び利用経緯に鑑みて土壌汚染の可能性については不明であるが、低いものと推測される。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況〔物件2〕

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 令和2年1月29日新築 経過年数 約 6 年 経済的残存耐用年数 約 29 年
仕 様	構 造：木造 屋 根：合金メッキ鋼板葺 外 壁：サイディングボード 内 壁：ビニールクロス 天 井：ビニールクロス 床：フローリング、CFシート 設 備：電気、給排水等 その他：オール電化、IHクッキングヒーター、防犯カメラ（3箇所）、TVモニターインターホン、ヒートポンプ給湯器
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 店舗・居宅 間取り 添付建物間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	所有者が空き家として占有している。
特 記 事 項	① 築後約6年が経過した建物である。以下の損傷箇所等があるが、概ね経年相応の劣化であると判定される。 ・ 階段の踏板の一部が損傷している。 ・ 2階ダイニングキッチンの壁に防犯機器を撤去した穴が残っているため、プラスチック板で覆っている。 ・ 洋室1は店舗として使用していたため、床の一部にパイプや金具、コンセントが露出している。 ② 建築計画概要書によると目的建物の設計者、工事監理者及び工事施工者は株式会社パスコーポレーションである。目的建物は、令和2年2月5日に完了検査〔検査済証番号：第HP03-3172082号〕を受けている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 補正 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	22,700円/㎡	0.82	123.86㎡	1.00	2,306,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定した。

山口県地価調査 山口(県)－28

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	標準画地価格 a×b×c×d=e
28,500円/㎡	$\frac{100.5}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{126}$	22,700円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路・交通接近・環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：

	物件1
三方路	1.02
セットバック	0.80
相乗積	0.82

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考量のうえ査定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況 延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ＝エ
2	200,000円／㎡	72.66㎡	0.79	11,480,000円

イ 延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b	残価率	観察減価率
6 年	29 年	35 年	0 %	5 %

現価率＝〔残価率＋（1－残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×（100％－観察減価率）＝ 0.79

2 評価額の判定

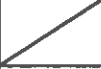
前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ=ウ
1	2,306,000円	0.40	法定地上権	922,000円

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア (1①オ, 1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ (2①ウ)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,306,000円	－ 922,000円		0.90	0.60	747,000円
2	11,480,000円	＋ 922,000円	1.00	0.90	0.60	6,697,000円
一括価格 (合 計)						7,444,000円

ウ 占有減価： 必要なし。

エ 市場性修正： 建物用途及び3ページ特記事項記載の事由を考慮した。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

第6 参考価格資料

1 山口県地価調査価格 [山口(県)－28]

所 在 : 山口市阿知須字中砂郷一3109番1
価 格 : 28,500 円/㎡
位 置 : JR宇部線「阿知須」駅 東方約700m
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 218 ㎡
供給処理施設 : 上水道、下水道がある
接 面 街 路 : 幅員約7m市道に北西側で接面
用 途 指 定 等 : 非線引、第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)

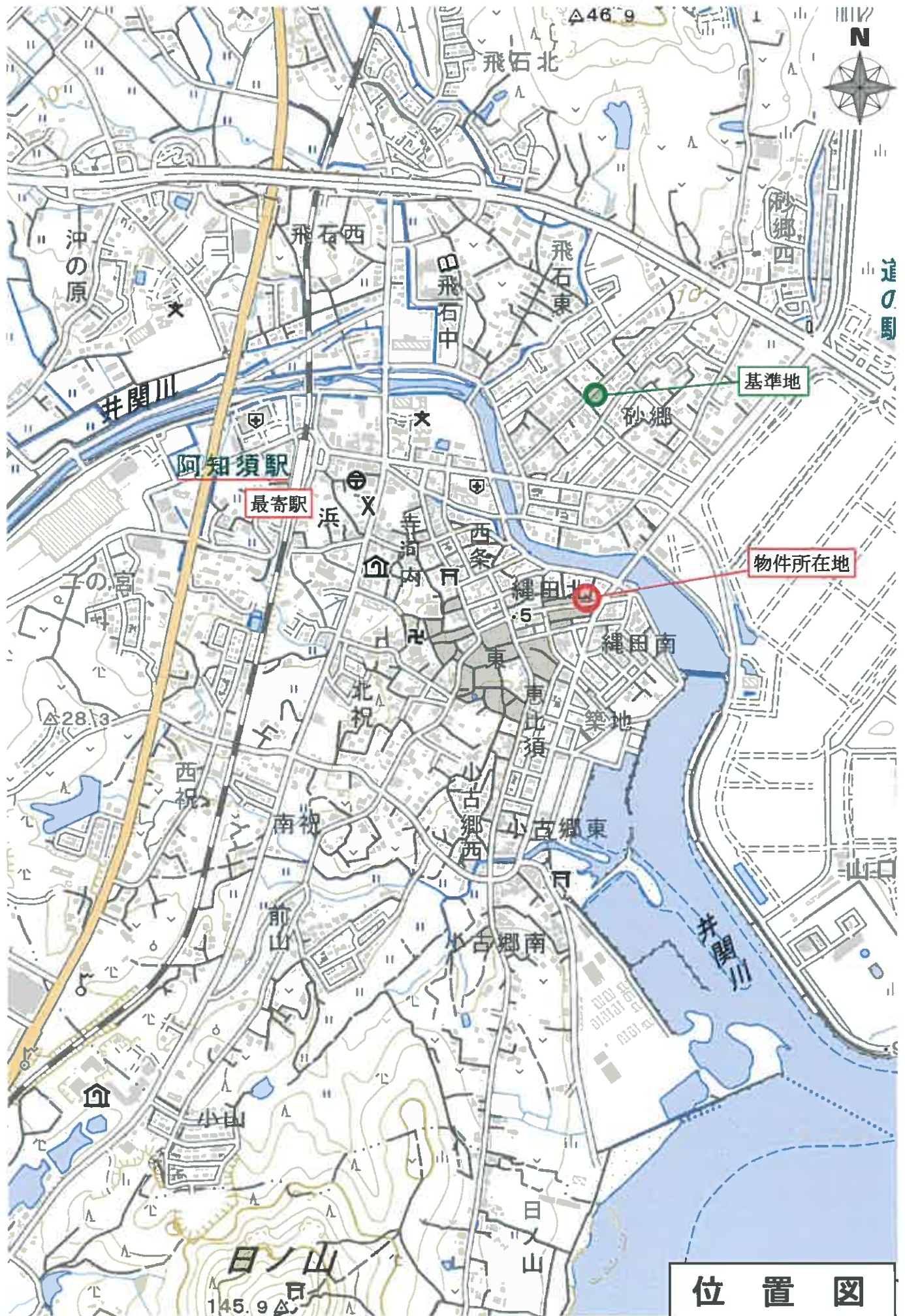
物件1 2,048,396 円

物件2 5,525,635 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(縮尺 1/10,000、1/2,500)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 4 土地建物位置関係図(評価人作成)
- 5 建物間取図(評価人作成)
- 6 現況写真【3枚】



国土地理院「地形図」
縮尺：約1/10,000

3403-11

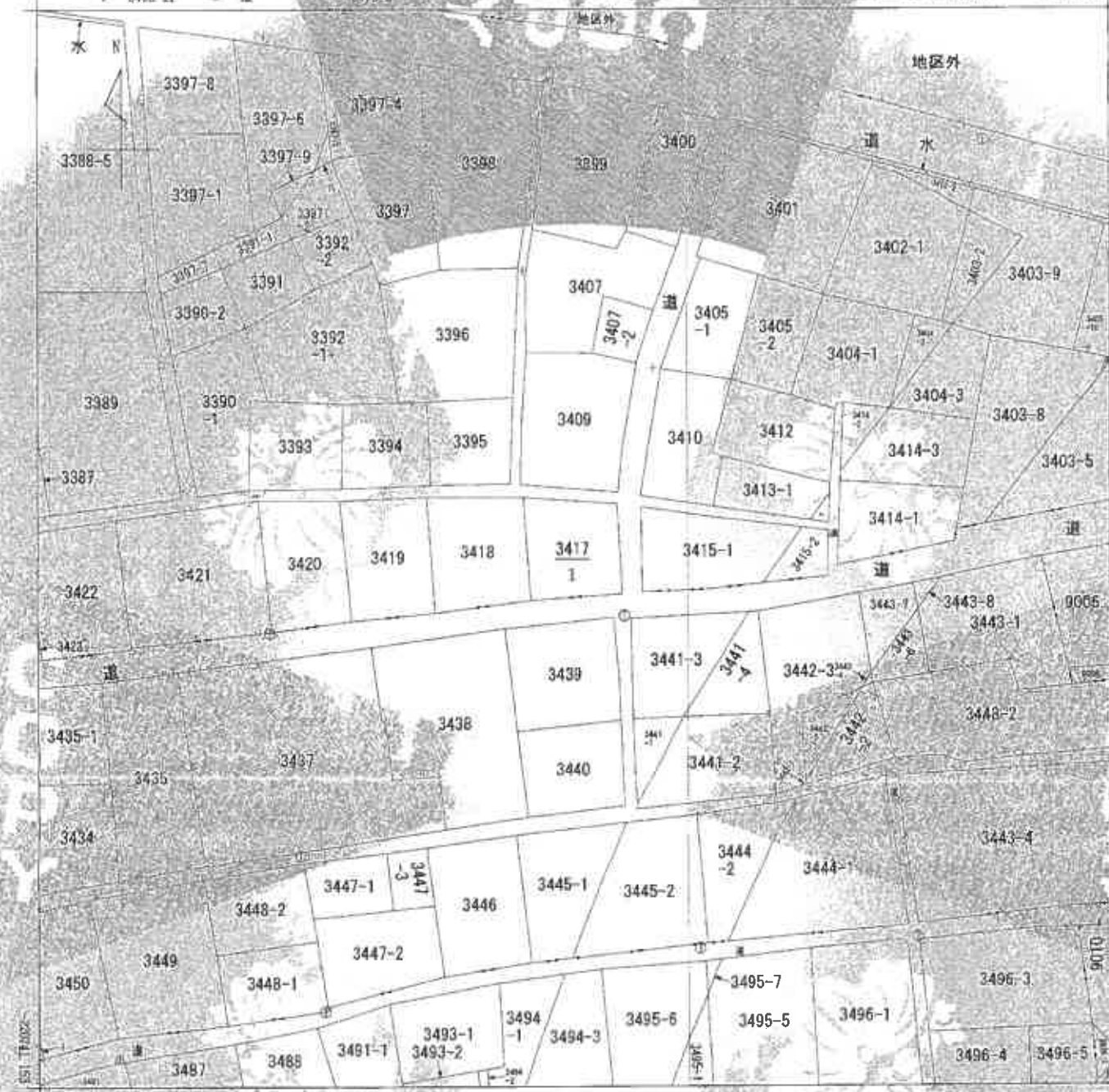
3397-10

3403-1

3451

(地籍図種別：図上測定)

-74180.014



地籍図種別

阿知須

請求 部分	所 在	山口市阿知須字堀田一				地 番		3417番		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	乙一	座標系 番号又は記号	Ⅲ	分類	地区(法第14条第1項)		種類	地籍図
作 成 年 月 日					測 定 年 月 日 (図録)	昭57年4月1日		測 定 項 目		

これは地図に記録されている内容を印刷した図面である。

令和元年1月26日

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

(1/1)

登記年月日： 令和2年2月12日

令和2年1月28日 山口県土木部 建設課 建築課 建築課 建築課

建物図面図

家屋番号 3417番

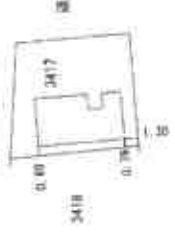
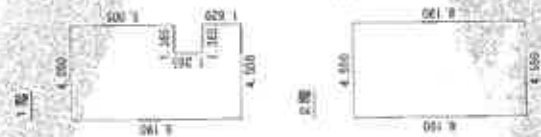
建物の所在 山口市阿知須字福田一 3417番地

求積表

1	1.5 x 8.190 =	26.08500
2	1.5 x 5.005 =	6.83188
3	1.5 x 1.820 =	2.48400
計		35.40175
延面積		35.40㎡

求積表

1	4.550 x 6.130 =	27.25450
延面積		27.25㎡



作成者

縮尺 250

申請人

縮尺 1/500

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています



令和8年(ケ)第13号
土地建物位置関係図

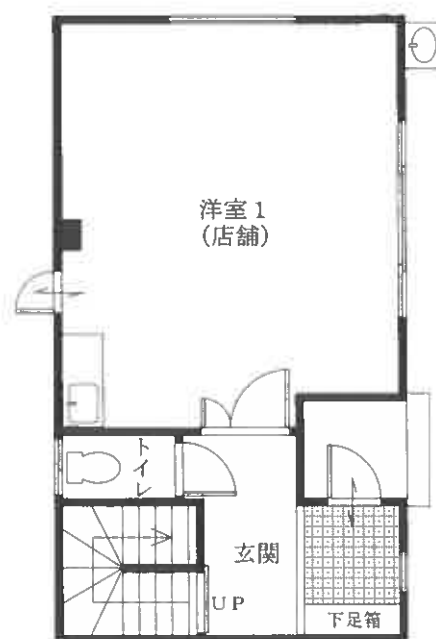
写真撮影位置 

本図は法務局備付の公図等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/200

2 階



1 階



令和 8 年(ケ)第 1 3 号

建物間取図 物件 2

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100

評価対象物件の状況

